

小林市・野尻町合併協議会 第2回会議資料



日 時 平成20年12月24日(水)午後1時30分から
場 所 野尻町農村環境改善センターホール

第2回小林市・野尻町合併協議会次第

- 1 開 会
- 2 会長あいさつ
- 3 議 事

報告事項

報告第 9号 第1回小林市・野尻町合併協議会以降の経過について..... 2

協議事項

協議第16号 前協議会で確認済みの合併協定項目について..... 4

協議第17号 保健・医療関係（医療）について..... 8 3

協議第18号 新市基本計画（素案）について..... 8 5

確認事項 8 6

第3回小林市・野尻町合併協議会について

小林市・野尻町合併協議会合併協定書調印式について

第4回小林市・野尻町合併協議会について

- 4 そ の 他
- 5 閉 会

報告第9号

第1回小林市・野尻町合併協議会以降の経過について

第1回小林市・野尻町合併協議会以降の経過について、別紙のとおり報告する。

平成20年12月24日提出

平成20年12月24日確認

小林市・野尻町合併協議会
会長 堀 泰 一 郎

第1回小林市・野尻町合併協議会以降の経過

年月日	経過	場所	経過内容
平成20年 12月14日	第1回小林市・野尻町 合併協議会	小林市中央公民館 大ホール	報告8件、協議15件確認
12月16日	第2回首長会・幹事会 合同会議	小林市役所大会議室	第2回協議会資料

協議第16号

前協議会で確認済みの合併協定項目について

小林市・高原町・野尻町合併協議会において確認済みの合併協定項目について、別添のとおり提案する。

平成20年12月24日提出

平成20年12月24日一部継続協議

平成21年 1月 8日一部再提案再提出

平成21年 月 日一部再確認

小林市・野尻町合併協議会
会長 堀 泰 一 郎

次の確認済みの協定項目のうち、変更前の欄中下線が引かれた部分を同表の変更後の欄中下線が引かれた部分に変更する。

協定項目 番号	協定項目	調整の内容(案)	参考(小林市・高原町・野尻町合併協議会との比較)				頁
			小林市・高原町・野尻町 合併協議会での調整の内容	語句	内容	摘要	
5	財産及び債務の取扱い 第5回(H20.8.21) 提案・確認	1.財産及び債務は、すべて新市に引き継ぐものとする。	1.財産及び債務は、すべて新市に引き継ぐものとする。				全
		2.共通する基金は、整理・統合を図るものとする。	2.共通する基金は、整理・統合を図るものとする。				全
6	議会議員の定数及び任期の取扱い 第7回(H20.9.25) 提案・確認	1.議会議員の定数及び任期については、市町村の合併の特例等に関する法律(平成16年法律第59号。以下「合併新法」という。)第8条第2項及び第3項の規定により、小林市の議会議員の残任期間に相当する期間に限り、小林市の議会議員の定数24人に、野尻町の区域に設けられる選挙区の議会議員の定数5人を加え <u>29人</u> とする。 なお、公職選挙法(昭和25年法律第100号)第34条第1項の規定により、野尻町の区域を選挙区とする増員選挙(定数5)を実施するものとする。	1.議会議員の定数及び任期については、市町村の合併の特例等に関する法律(平成16年法律第59号。以下「合併新法」という。)第8条第2項及び第3項の規定により、小林市の議会議員の残任期間に相当する期間に限り、小林市の議会議員の定数24人に、 <u>高原町の区域に設けられる選挙区の議会議員の定数6人</u> 、野尻町の区域に設けられる選挙区の議会議員の定数5人を加え <u>35人</u> とする。 なお、公職選挙法(昭和25年法律第100号)第34条第1項の規定により、 <u>高原町の区域を選挙区とする増員選挙(定数6)</u> 及び野尻町の区域を選挙区とする増員選挙(定数5)を実施するものとする。			調整内容中「高原町の区域に関する定数等」を削除し、新市の定数を「29人」とする。	2
		2.合併後、最初に行われる一般選挙においては、合併新法第8条第5項の規定を適用せず、議会議員の定数は26人以内とし、新市において決定するものとする。また、選挙区は新市全域で1選挙区とする。	2.合併後、最初に行われる一般選挙においては、合併新法第8条第5項の規定を適用せず、議会議員の定数は26人以内とし、新市において決定するものとする。また、選挙区は新市全域で1選挙区とする。				2
		3.議場、委員会室等については、合併までに調整する。	3.議場、委員会室等については、合併までに調整する。				
		4.議会議員の報酬等は、小林市特別職報酬等審議会に諮り、合併時までに定める。	4.議会議員の報酬等は、小林市特別職報酬等審議会に諮り、合併時までに定める。				
		5.政務調査費の取扱いについては、小林市の制度等に統一する。	5.政務調査費の取扱いについては、小林市の制度等に統一する。				6
7	農業委員会委員の定数及び任期の取扱い 第7回(H20.9.25) 提案・確認	1.野尻町の農業委員会は、合併時に小林市の農業委員会に統合するものとする。	1. <u>高原町及び野尻町の農業委員会</u> は、合併時に小林市の農業委員会に統合するものとする。			調整内容中「高原町及び」を削除する。	2

次の確認済みの協定項目のうち、変更前の欄中下線が引かれた部分を同表の変更後の欄中下線が引かれた部分に変更する。

協定項目 番号	協定項目	調整の内容(案)	参考(小林市・高原町・野尻町合併協議会との比較)				頁
			小林市・高原町・野尻町 合併協議会での調整の内容	語句	内容	摘要	
7	農業委員会委員の定数 及び任期の取扱い 第7回(H20.9.25) 提案・確認	2.野尻町の農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)第7条の選挙による委員であった者は、合併新法第11条第1項第2号の規定を適用し、小林市の農業委員会の委員の残任期間に限り、引き続き新市の農業委員会の選挙による委員として在任するものとする	2.高原町及び野尻町の農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)第7条の選挙による委員であった者は、合併新法第11条第1項第2号の規定を適用し、小林市の農業委員会の委員の残任期間に限り、引き続き新市の農業委員会の選挙による委員として在任するものとする。			調整内容中「高原町及び」を削除する。	2
		3.在任特例適用後、 <u>両市町</u> のそれぞれの区域に選挙区を1つずつ設置する。各選挙区における選挙の委員の定数については、小林市区域22人、野尻町区域6人を基本とし、新市において在任特例期間中に調整する。	3.在任特例適用後、 <u>1市2町</u> のそれぞれの区域に選挙区を1つずつ設置する。各選挙区における選挙の委員の定数については、小林市区域22人、 <u>高原町区域8人</u> 、野尻町区域6人を基本とし、新市において在任特例期間中に調整する。			調整内容中「1市2町」を「両市町」に変更し、「高原町区域8人、」を削除する。	2
		4.農業委員会の委員の報酬等は、小林市特別職報酬等審議会に諮り、合併時まで定める。	4.農業委員会の委員の報酬等は、小林市特別職報酬等審議会に諮り、合併時まで定める。				2
8	地方税の取扱い 第6回(H20.8.28) 提案・確認	1.個人市町村民税 納税義務者、賦課期日、課税標準、税率、非課税範囲、申告期限及び納期については、現行のまま、新市に引き継ぐ。申告については、小林市の申告システムに統一する。	1.個人市町村民税 納税義務者、賦課期日、課税標準、税率、非課税範囲、申告期限及び納期については、現行のまま、新市に引き継ぐ。申告については、小林市の申告システムに統一する。				10
		2.法人市町村民税 納税義務者、税率(均等割) 申告期限、納期については、現行のまま、新市に引き継ぐ。	2.法人市町村民税 納税義務者、税率(均等割) 申告期限、納期については、現行のまま、新市に引き継ぐ。 <u>法人税割の税率が小林市・野尻町と高原町で相違しているため、高原町の税率を合併と同時に小林市の税率に統一する。</u>			調整内容中「高原町の法人税割の税率に関する内容」を削除する。	11
		3.固定資産税 納税義務者、賦課期日、税率、免税点、非課税の範囲、申告期限については、現行のまま、新市に引き継ぐ。納期及び縦覧期間については、相違があるため、小林市の納期及び縦覧期間に統一する。	3.固定資産税 納税義務者、賦課期日、税率、免税点、非課税の範囲、申告期限については、現行のまま、新市に引き継ぐ。納期及び縦覧期間については、 <u>各市町</u> 相違があるため、小林市の納期及び縦覧期間に統一する。			調整内容中「各市町」を削除する。	12

次の確認済みの協定項目のうち、変更前の欄中下線が引かれた部分を同表の変更後の欄中下線が引かれた部分に変更する。

協定項目 番号	協定項目	調整の内容(案)	参考(小林市・高原町・野尻町合併協議会との比較)				頁
			小林市・高原町・野尻町 合併協議会での調整の内容	語句	内容	摘要	
8	地方税の取扱い 第6回(H20.8.28) 提案・確認	4.都市計画税 小林市の制度等に統一することを基本とし、合併までに調整する。	4.都市計画税 <u>課税に相違が生じているため</u> 、小林市の制度等に統一することを基本とし、合併までに調整する。			調整内容中「課税に相違が生じているため、」を削除する。	16
		5.たばこ販売組合補助金については、小林市の制度等に統一する。	5.たばこ販売組合補助金については、小林市の制度等に統一する。				21
		6.青色申告会補助金については、青色申告促進育成を目的に設立された補助金であるが、現在野尻町においてのみ実施しており、所期の目的が達成されたため、合併時に廃止する。	6.青色申告会補助金については、青色申告促進育成を目的に設立された補助金であるが、現在野尻町においてのみ実施しており、所期の目的が達成されたため、合併時に廃止する。				22
		7.地籍調査事業については、地籍管理システムに相違があるため、当面現行のままとし、合併後のシステム統合に向けて検討する。	7.地籍調査事業については、地籍管理システムに相違があるため、当面現行のままとし、合併後のシステム統合に向けて検討する。				29
9	一般職の職員の身分の取扱い 第8回(H20.10.9) 提案・確認	1.野尻町の一般職の職員は、すべて新市の職員として引き継ぐ。また、合併時までに小林市の定数条例を見直す。	1. <u>高原町及び野尻町</u> の一般職の職員は、すべて新市の職員として引き継ぐ。また、合併時までに小林市の定数条例を見直す。			調整内容中「高原町及び」を削除する。	2
		2.給料表については、合併時に小林市の給料表に統一する。 <u>野尻町の職員の給料については</u> 、合併後に現給保障を基本に小林市の昇格基準に応じた制度等に統一する。	2.給料表については、合併時に小林市の給料表に統一(ただし、医療職給料表を除く。)し、 <u>高原町及び野尻町の職員の給料については</u> 、合併後に現給保障を基本に小林市の昇格基準に応じた制度等に統一する。			調整内容中「統一(ただし、医療職給料表を除く。)し、」を「統一する。」に変更し、「高原町及び」を削除する。	10
11	地域自治区等の取扱い 第7回(H20.9.25) 提案・確認	1.地域住民の意見を市政に反映させるとともに、地域の主体性を尊重し住民自治の強化や行政と住民の協働を推進するため、合併新法第23条第1項の規定に基づき、合併前の野尻町の区域に地域自治区を設置する。 また、合併新法第23条及び第24条の規定に基づき、合併関係市町村の協議により定める事項、その他地域自治区の組織及び運営に関し必要な事項については、別紙1(P47~50)の「地域自治区の設置に関する協議書」によるものとする。	1.地域住民の意見を市政に反映させるとともに、地域の主体性を尊重し住民自治の強化や行政と住民の協働を推進するため、合併新法第23条第1項の規定に基づき、合併前の <u>高原町及び野尻町のそれぞれの</u> 区域に地域自治区を設置する。 また、合併新法第23条及び第24条の規定に基づき、合併関係市町村の協議により定める事項、その他地域自治区の組織及び運営に関し必要な事項については、別紙1の「地域自治区の設置に関する協議書」によるものとする。			調整内容中「高原町及び」と「それぞれの」を削除する。	

次の確認済みの協定項目のうち、変更前の欄中下線が引かれた部分を同表の変更後の欄中下線が引かれた部分に変更する。

協定項目 番号	協定項目	調整の内容(案)	参考(小林市・高原町・野尻町合併協議会との比較)				頁
			小林市・高原町・野尻町 合併協議会での調整の内容	語句	内容	摘要	
1 1	地域自治区等の取扱い 第7回(H20.9.25) 提案・確認	2.新市において、小林市市民協働のまちづくり基本指針に基づき、小学校の通学区域程度の単位規模を基本として設置するまちづくり協議会組織については、設置するよう調整するものとする。	2.新市において、小林市市民協働のまちづくり基本指針に基づき、小学校の通学区域程度の単位規模を基本として設置するまちづくり協議会組織については、設置するよう調整するものとする。				
1 2	特別職の職員の身分の 取扱い 第6回(H20.6.26) 提案・確認 第8回(H20.10.9) 提案・確認	1.野尻町の常勤及び非常勤の特別職については、合併の前日をもって失職する。	1.高原町及び野尻町の常勤及び非常勤の特別職については、合併の前日をもって失職する。			調整内容中「高原町及び」を削除する。	2
		2.非常勤特別職の報酬額について (1)同種の附属機関等の委員について小林市の金額を基本とする。	2.非常勤特別職の報酬額について (1)同種の附属機関等の委員について小林市の金額を基本とする。				6
		(2)両市町における独自の附属機関等の委員についてそれぞれの委員の職にかかる事務事業の対応方針に沿って協議・調整する。	(2)各市町における独自の附属機関等の委員についてそれぞれの委員の職にかかる事務事業の対応方針に沿って協議・調整する。				6
		(3)学校医、学校歯科医等について医師会等との調整により決定する	(3)学校医、学校歯科医等について医師会等との調整により決定する。				6
		3.非常勤特別職の費用弁償については、小林市の制度等に統一する。	3.非常勤特別職の費用弁償については、小林市の制度等に統一する。				8
		4.特別職報酬等審議会については、小林市の制度等に統一する。	4.特別職報酬等審議会については、小林市の制度等に統一する。				9
		5.特別職の職員の身分の取扱いのうち行政委員会(農業委員会を除く。)については、次のとおりとする。 (1)選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、固定資産評価審査委員会、教育委員会の設置及び委員の数・任期等については、小林市の委員は任期満了時まで引き続き在任し、野尻町の委員は合併の日の前日をもって失職する。	5.特別職の職員の身分の取扱いのうち行政委員会(農業委員会を除く。)については、次のとおりとする。 (1)選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、固定資産評価審査委員会、教育委員会の設置及び委員の数・任期等については、小林市の委員は任期満了時まで引き続き在任し、 <u>高原町</u> 、野尻町の委員は合併の日の前日をもって失職する。			調整内容中「高原町、」を削除する。	2~7
(2)報酬等については、小林市の制度等を適用する。	(2)報酬等については、小林市の制度等を適用する。				2~7		
1 3	条例、規則等の取扱い 第5回(H20.8.21) 提案・確認	条例、規則等の取扱いについては、小林市の条例、規則等を適用する。ただし、各種事務事業の調整内容に基づき、必要な場合には関係する条例、規則等の制定、改正等を行う。	条例、規則等の取扱いについては、小林市の条例、規則等を適用する。ただし、各種事務事業の調整内容に基づき、必要な場合には関係する条例、規則等の制定、改正等を行う。				全

次の確認済みの協定項目のうち、変更前の欄中下線が引かれた部分を同表の変更後の欄中下線が引かれた部分に変更する。

協定項目 番号	協定項目	調整の内容(案)	参考(小林市・高原町・野尻町合併協議会との比較)				頁
			小林市・高原町・野尻町 合併協議会での調整の内容	語句	内容	摘要	
14	事務組織及び機構の取扱い 第7回(H20.9.25) 提案・確認	1.新市における組織及び機構の整備方針は別紙2(P65)のとおりとする。ただし、新市においては、常にその組織及び運営の見直し、効率化に努め、規模等の適正化を図るものとする。	1.新市における組織及び機構の整備方針は別紙2のとおりとする。ただし、新市においては、常にその組織及び運営の見直し、効率化に努め、規模等の適正化を図るものとする。				2
		2.附属機関等は、小林市の制度等を基本として合併までに調整する。	2.附属機関等は、小林市の制度等を基本として合併までに調整する。なお、 <u>高原町美しいまちづくり推進協議会については、「日本で最も美しい村」連合に加入していることから、現行のまま、新市に引き継ぐ。</u>			調整内容中「高原町美しいまちづくり推進協議会の関する文言」を削除する。	5
		3.行政改革大綱については、当面現行どおりとし、合併後3年を目処に新市における行政改革大綱を策定する。	3.行政改革大綱については、当面現行どおりとし、合併後3年を目処に新市における行政改革大綱を策定する。				7
15	一部事務組合等の取扱い 第5回(H20.8.21) 提案・確認	1.西諸広域行政事務組合については、 <u>野尻町が合併の日の前日をもって当該組合から脱退し、小林市、えびの市及び高原町による一部事務組合とする方向で調整する。</u>	1.西諸広域行政事務組合については、 <u>小林市(新市)及びえびの市による一部事務組合とする方向で調整する。</u>			構成団体に変更となるため、内容を変更する。	2
		2.小林野尻高原衛生事業事務組合については、 <u>野尻町が合併の日の前日をもって当該組合から脱退し、小林市と高原町による事務組合とする方向で調整する。</u>	2.小林野尻高原衛生事業事務組合については、 <u>合併の日の前日をもって解散し、その財産及び職員は、すべて新市に引き継ぐこととする。</u>			構成団体に変更となるため、内容を変更する。	4
		3.霧島美化センター事務組合については、 <u>野尻町が合併の日の前日をもって当該組合から脱退し、小林市と高原町による事務組合とする方向で調整する。</u>	3.霧島美化センター事務組合については、 <u>合併の日の前日をもって解散し、その財産及び職員は、すべて新市に引き継ぐこととする。</u>			構成団体に変更となるため、内容を変更する。	6
		4.宮崎県市町村総合事務組合及び宮崎県自治会館管理組合については、 <u>野尻町は合併の日の前日をもって両組合から脱退する。ただし、宮崎県市町村総合事務組合の事業のうち、交通災害共済に関する事務は、野尻地区においては現行のまま加入することとし、合併後3年を目処に調整する。</u>	4.宮崎県市町村総合事務組合及び宮崎県自治会館管理組合については、 <u>高原町、野尻町は合併の日の前日をもって当該組合から脱退する。宮崎県市町村総合事務組合の事業のうち、交通災害共済に関する事務は、高原・野尻地区においては現行のまま加入することとし、合併後3年を目処に調整する。</u>			構成団体に変更となるため、内容を変更する。	8

次の確認済みの協定項目のうち、変更前の欄中下線が引かれた部分を同表の変更後の欄中下線が引かれた部分に変更する。

協定項目 番号	協定項目	調整の内容(案)	参考(小林市・高原町・野尻町合併協議会との比較)				頁
			小林市・高原町・野尻町 合併協議会での調整の内容	語句	内容	摘要	
15	一部事務組合等の取扱い 第5回(H20.8.21) 提案・確認	5.宮崎県後期高齢者医療広域連合については、野尻町は合併の日の前日をもって広域連合を脱退する。	5.宮崎県後期高齢者医療広域連合については、 <u>高原町</u> 、野尻町は合併の日の前日をもって広域連合を脱退する。			調整内容中「高原町、」を削除する。	9
		6.野尻町の土地開発公社については、合併の日の前日までに解散する。	6. <u>高原町及び野尻町</u> の土地開発公社については、合併の日の前日までに解散する。			調整内容中「高原町及び」を削除する。	10
16	使用料、手数料等の取扱い 第8回(H20.10.9) 提案・確認	1.同一又は同種の使用料、手数料等については、原則として小林市の制度等に統一する。ただし、急激な住民負担の増加を伴うものについては、経過措置等を設ける。	1.同一又は同種の使用料、手数料等については、原則として小林市の制度等に統一する。ただし、急激な住民負担の増加を伴うものについては、経過措置等を設ける。				全
		2.独自の使用料、手数料等については、受益者負担及び負担公平の原則に立ち、適切な負担となるよう調整する。	2.独自の使用料、手数料等については、受益者負担及び負担公平の原則に立ち、適切な負担となるよう調整する。				全
17	公共的団体等の取扱い 第8回(H20.10.9) 提案・確認	公共的団体等の取扱いについては、新市の速やかな一体性を確立するため、各団体の実情を尊重しながら、統合整備について次のとおり調整に努めるものとする。また、国・県の指導等に基づき設置された公共的団体等については、関係機関の助言・指導等をもとに、そのあり方について協議し、調整に努めるものとする。	公共的団体等の取扱いについては、新市の速やかな一体性を確立するため、各団体の実情を尊重しながら、統合整備について次のとおり調整に努めるものとする。また、国・県の指導等に基づき設置された公共的団体等については、関係機関の助言・指導等をもとに、そのあり方について協議し、調整に努めるものとする。				
		1.共通の目的を有する団体は、合併時に統合するよう調整に努めるものとする。	1.共通の目的を有する団体は、合併時に統合するよう調整に努めるものとする。				
		2.上記1の団体で、実情により合併時に統合できない団体は、合併後速やかに統合するよう調整に努めるものとする。	2.上記1の団体で、実情により合併時に統合できない団体は、合併後速やかに統合するよう調整に努めるものとする。				
		3.上記1の団体で、実情により統合に時間を要する団体は、将来の統合に向けた検討が進められるよう調整に努めるものとする。	3.上記1の団体で、実情により統合に時間を要する団体は、将来の統合に向けた検討が進められるよう調整に努めるものとする。				
		4.上記以外の市町独自の団体等は、原則現行のとおりとする。ただし、整理できる団体は、廃止または脱退の方向で調整に努めるものとする。	4.上記以外の市町独自の団体等は、原則現行のとおりとする。ただし、整理できる団体は、廃止または脱退の方向で調整に努めるものとする。				

次の確認済みの協定項目のうち、変更前の欄中下線が引かれた部分を同表の変更後の欄中下線が引かれた部分に変更する。

協定項目 番号	協定項目	調整の内容(案)	参考(小林市・高原町・野尻町合併協議会との比較)				頁
			小林市・高原町・野尻町 合併協議会での調整の内容	語句	内容	摘要	
18	補助金、交付金等の取扱い 第8回(H20.10.9) 提案・確認	1. 同一又は同種の補助金、交付金等については、原則として小林市の制度等に統一する。	1. 同一又は同種の補助金、交付金等については、原則として小林市の制度等に統一する。				全
		2. 独自の補助金、交付金等については、その公益性及び必要性について検討した上で、他の補助金制度との均衡を考慮し調整する。	2. 独自の補助金、交付金等については、その公益性及び必要性について検討した上で、他の補助金制度との均衡を考慮し調整する。				全
		3. 整理統合できる補助金、交付金等については、統合または廃止の方向で調整する。	3. 整理統合できる補助金、交付金等については、統合または廃止の方向で調整する。				全
19	自治会・行政連絡機構の取扱い 第8回(H20.10.9) 提案・確認	自治会・行政連絡機構については、以下のとおりの取扱いとする。 1. 区の構成単位の名称は、小林市の制度等に統一し、「組」とする。ただし、合併年度は旧町の例による。	自治会・行政連絡機構については、以下のとおりの取扱いとする。 1. 区の構成単位の名称は、小林市の制度等に統一し、「組」とする。ただし、合併年度は旧町の例による。				4
		2. 区長の業務のうち、野尻町の文書送達業務は、廃止する。	2. 区長の業務のうち、2町の文書送達業務は、廃止する。			調整内容中「2町」を「野尻町」に変更する。	4
		3. 区長の身分は、小林市の制度等に統一し、任意団体の長とする。ただし、合併年度は旧町の例による。	3. 区長の身分は、小林市の制度等に統一し、任意団体の長とする。ただし、合併年度は旧町の例による。				4
		4. 行政推進業務委託料、いきいき地域づくり区交付金の算定基準については、合併までに調整する。	4. 行政推進業務委託料、いきいき地域づくり区交付金の算定基準については、合併までに調整する。				4
20	町名・字名の取扱い 第7回(H20.9.25) 提案・確認	1. 町・字の区域は、現行のとおりとする。	1. 町・字の区域は、現行のとおりとする。				2
		2. 町・字の表示は、「大字」の文字を削除し、野尻町の区域は、「小林市」の次に「野尻町」を付し、別紙3(P73)のとおりとする。	2. 町・字の表示は、「大字」の文字を削除し、 <u>高原町及び野尻町の区域は、「小林市」の次にそれぞれ「高原町」「野尻町」を付し、別紙3のとおりとする。</u>			調整内容中「高原町及び」、「それぞれ「高原町」」を削除する。	2
		3. 地域自治区設置終了後の表示は、合併後に再度検討する。	3. 地域自治区設置終了後の表示は、合併後に再度検討する。				2
21	慣行の取扱い 第3回(H20.6.26) 提案・確認	1. 都市宣言については、小林市の制度等に統一する。ただし、異なる宣言は地域で生かせるよう合併までに調整する。	1. 都市宣言については、小林市の制度等に統一する。ただし、異なる宣言は地域で生かせるよう合併までに調整する。				2

次の確認済みの協定項目のうち、変更前の欄中下線が引かれた部分を同表の変更後の欄中下線が引かれた部分に変更する。

協定項目 番号	協定項目	調整の内容(案)	参考(小林市・高原町・野尻町合併協議会との比較)				頁
			小林市・高原町・野尻町 合併協議会での調整の内容	語句	内容	摘要	
21	慣行の取扱い 第3回(H20.6.26) 提案・確認	2.市の花・木等については、小林市の制定のとおりとする。ただし、野尻町の制定項目は、培ってきた植樹等の活動を考慮し、地域で生かせるよう合併までに調整する。	2.市の花・木等については、小林市の制定のとおりとする。ただし、2町の制定項目は、培ってきた植樹や保護活動等を考慮し、地域で生かせるよう合併までに調整する。			調整内容中「2町」を「野尻町」、「植樹や保護活動等」を「植樹等の活動」にそれぞれ変更する。	2
		3.市章については、小林市のとおりとする。	3.市章については、小林市のとおりとする。				3
		4.市民憲章、市歌については、合併後2年を目処に新市の市民からの公募等により制定する。	4.市民憲章、市歌については、合併後2年を目処に新市市民からの公募等により制定する。				3
		5.市のシンボルマーク・キャッチフレーズについては、小林市の制度等に統一することとし、新市移行後その必要性を含め検討する。また、野尻町のシンボルマーク及びキャッチフレーズについては、当該地域限定として当分の間使用できるものとする。	5.市のシンボルマーク・キャッチフレーズについては、小林市の制度等に統一することとし、新市移行後その必要性を含め検討する。また、高原町、野尻町のシンボルマーク及びキャッチフレーズについては、当該地域限定として当分の間使用できるものとする。			調整内容中「高原町、」を削除する。	3
22	国民健康保険事業の取扱い 第3回(H20.6.26)提案 第4回(H20.7.31)確認	1.保険税賦課割合、保険税率については、合併時に統一する。また、納期は8期とし、暫定賦課・本賦課の時期は、小林市の方式に統一する。ただし、合併年度は、合併前の市町の例による。	1.保険税賦課割合、保険税率については、合併時に統一する。また、納期は8期とし、暫定賦課・本賦課の時期は、小林市の方式に統一する。ただし、合併年度は、合併前の市町の例による。				3
		2.一世帯、一人当たりの保険税については、合併時に統一するよう調整する。ただし、合併年度は、合併前の市町の例による。	2.一世帯、一人当たりの保険税については、合併時に統一するよう調整する。ただし、合併年度は、合併前の市町の例による。				7
		3.出産育児一時金は、小林市の制度等に統一する。	3.出産育児一時金は、小林市の制度等に統一する。				11
		4.葬祭費については、野尻町の制度を適用する。	4.葬祭費については、高原町・野尻町の制度を適用する。			調整内容中「高原町・」を削除する。	11
		5.温泉療養所利用補助は合併時に廃止する。	5.温泉療養所利用補助は合併時に廃止する。				11
		6.あんま・はり・きゅう施術費支給については、補助金額は小林市の制度等に統一し、制限回数については、野尻町の制度等に統一する。	6.あんま・はり・きゅう施術費支給については、補助金額は小林市の制度等に統一し、制限回数については、高原町・野尻町の制度等に統一する。			調整内容中「高原町・」を削除する。	12
		7.人間ドックについては、合併までに、検査内容・補助金額を調整し、合併時に統一する。	7.人間ドックについては、合併までに、検査内容・補助金額を調整し、合併時に統一する。				13
		8.保健事業の執行については、現行どおり、保険税の1%を保健事業に充てる。	8.保健事業の執行については、現行どおり、保険税の1%を保健事業に充てる。				13

次の確認済みの協定項目のうち、変更前の欄中下線が引かれた部分を同表の変更後の欄中下線が引かれた部分に変更する。

協定項目 番号	協定項目	調整の内容(案)	参考(小林市・高原町・野尻町合併協議会との比較)				頁
			小林市・高原町・野尻町 合併協議会での調整の内容	語句	内容	摘要	
22	国民健康保険事業の取扱い 第3回(H20.6.26)提案 第4回(H20.7.31)確認	9.国民健康保険運営委員の定数等については、被用者保険等保険者を代表する委員は、現行の小林市に合わせる。国民健康保険医を代表する委員は、小林市の現行どおり西諸医師会から3人、歯科医師団から1人の推薦を受ける。被保険者を代表とする委員4人と公益を代表する委員4人については、地域性を考慮して合併までに選任する。	9.国民健康保険運営委員の定数等については、被用者保険等保険者を代表する委員は、現行の小林市に合わせる。国民健康保険医を代表する委員は、小林市の現行どおり西諸医師会から3人、歯科医師団から1人の推薦を受ける。被保険者を代表とする委員4人と公益を代表する委員4人については、地域性を考慮して合併までに選任する。				14
		10.国民健康保険準備積立基金については、現在の基金保有額の確保に努め、新市に引き継ぐ。	10.国民健康保険準備積立基金については、現在の基金保有額の確保に努め、新市に引き継ぐ。				14
23	介護保険事業の取扱い 第7回(H20.9.25) 提案・確認	1.介護保険料については、合併後の新市の第四期介護保険事業計画に基づき、統一する。ただし、合併年度は、合併前の市町の例による。	1.介護保険料については、合併後の新市の第四期介護保険事業計画に基づき、統一する <u>ように調整する</u> 。ただし、合併年度は、合併前の市町の例による。			調整内容中「ように調整する」を削除する。	6
		2.介護保険料の賦課及び徴収方法については、納期は8期とし、暫定賦課・本賦課の時期は小林市の方式に統一する。ただし、合併年度は、合併前の市町の例による。	2.介護保険料の賦課及び徴収方法については、納期は8期とし、暫定賦課・本賦課の時期は小林市の方式に統一する。ただし、合併年度は、合併前の市町の例による。				8
		3.介護保険準備基金については、現在の基金保有額の確保に努め、新市に引き継ぐ。	3.介護保険準備基金については、現在の基金保有額の確保に努め、新市に引き継ぐ。				11
		4.地域支援事業については、同種の事業については <u>合併時に統合するよう調整することとし</u> 、地域の特性に適合した事業は、そのまま継続する。	4.地域支援事業については、同種の事業については <u>3年を目処に統合するよう調整することとし</u> 、地域の特性に適合した事業は、そのまま継続する。			統合する時期を3年を目処にから合併時に変更する。	12
		5.地域包括支援センターの運営については、 <u>現行のまま、新市に引き継ぐ。</u>	5.地域包括支援センターの運営については、 <u>現行のまま、新市に引き継ぎ、合併後3年を目処に委託方式に統一する。</u>			構成団体に変更となるため、内容を変更する。	15
		6.地域包括支援センター運営協議会の委員数・要綱は、小林市に統一する。ただし、委員の委嘱にあたっては、地域のバランスを考慮するものとする。	6.地域包括支援センター運営協議会の委員数・要綱は、小林市に統一する。ただし、委員の委嘱にあたっては、地域のバランスを考慮するものとする。				15

次の確認済みの協定項目のうち、変更前の欄中下線が引かれた部分を同表の変更後の欄中下線が引かれた部分に変更する。

協定項目 番号	協定項目	調整の内容(案)	参考(小林市・高原町・野尻町合併協議会との比較)				頁
			小林市・高原町・野尻町 合併協議会での調整の内容	語句	内容	摘要	
23	介護保険事業の取扱い 第7回(H20.9.25) 提案・確認	7.在宅介護支援センターについては、地域包括支援センターのブランチ(総合相談窓口)として位置付け、地域支援事業内容の調整を図りながら、新市に引き継ぐものとする。	7.在宅介護支援センターについては、地域包括支援センターのブランチ(総合相談窓口)として位置付け、地域支援事業内容の調整を図りながら、新市に引き継ぐものとする。				16
24	消防団の取扱い 第6回(H20.8.28) 提案・確認	1.条例等は、小林市の条例等を適用する。	1.条例等は、小林市の条例等を適用する。				2
		2.消防団は、合併時に統合し、分団等の組織は合併までに調整する。	2.消防団は、合併時に統合し、分団等の組織は合併までに調整する。				3
		3.消防団員は、新市に引き継ぐ。	3.消防団員は、新市に引き継ぐ。				3
		4.消防団員の定員については、現行のまま、新市に引き継ぎ、任期については合併までに調整する。	4.消防団員の定員については、現行のまま、新市に引き継ぎ、任期については合併までに調整する。				3
		5.車両等については、現行のまま、新市に引き継ぐ。なお、更新については合併後、計画する。	5.車両等については、現行のまま、新市に引き継ぐ。なお、更新については合併後、計画する。				4
		6.報酬等については、小林市の制度等に統一する。	6.報酬等については、小林市の制度等に統一する。				5
		7.退職報償金等については、小林市の制度等に統一する。ただし、野尻町消防団においては、合併時の野尻町の退団団員についてのみ、経過措置(退職慰労金)を適用する。	7.退職報償金等については、小林市の制度等に統一する。ただし、野尻町消防団においては、合併時の野尻町の退団団員についてのみ、経過措置(退職慰労金)を適用する。				6
		8.消防団の出動要請方法については、野尻町を含めた指揮命令等の計画策定までは、現行どおりとし、合併後1年を目処に新たな制度等を制定する。なお、計画策定までの間、災害時の指揮命令等などに支障がないよう調整する。	8.消防団の出動要請方法については、 <u>高原町</u> 、野尻町を含めた指揮命令等の計画策定までは、現行どおりとし、合併後1年を目処に新たな制度等を制定する。なお、計画策定までの間、災害時の指揮命令等などに支障がないよう調整する。			調整内容中「高原町、」を削除する。	9
25-1	各種事務事業の取扱い 総務関係 第5回(H20.8.21) 提案・確認	1.情報公開について (1)情報公開 情報公開条例については、小林市の条例を適用する。	1.情報公開について (1)情報公開 情報公開条例については、小林市の条例を適用する。				4
		(2)個人情報保護 個人情報保護条例については、小林市の条例を適用する。	(2)個人情報保護 個人情報保護条例については、小林市の条例を適用する。				5
		2.表彰制度について 表彰制度については、小林市の制度等に統一する。 <u>名誉町民</u> については現行のまま、 <u>新市</u> に引き継ぐ。	2.表彰制度について 表彰制度については、小林市の制度等に統一する。 <u>名誉(榮譽)</u> 町民については現行のまま、引き継ぐ。			調整内容中「名誉(榮譽)」を「榮譽」に変更し、「新市に」を挿入する。	11

次の確認済みの協定項目のうち、変更前の欄中下線が引かれた部分を同表の変更後の欄中下線が引かれた部分に変更する。

協定項目 番号	協定項目	調整の内容（案）	参考（小林市・高原町・野尻町合併協議会との比較）				頁
			小林市・高原町・野尻町 合併協議会での調整の内容	語句	内容	摘要	
25 - 3	広報広聴関係 第5回（H20.8.21） 提案・確認	1．広報紙 広報紙の配布方法については、小林市の制度等に統一する。郵送希望者への送付については小林市の制度等に統一し、野尻町においては合併までに周知し、理解を求める。	1．広報紙 広報紙の配布方法については、小林市の制度等に統一する。郵送希望者への送付については小林市の制度等に統一し、野尻町においては合併までに周知し、理解を求める。				2
		2．市勢・町勢要覧、便利帳 市勢・町勢要覧、便利帳については、小林市の制度等に統一する。	2．市勢・町勢要覧、便利帳 市勢・町勢要覧、便利帳については、小林市の制度等に統一する。				4
25 - 4	防災関係 第6回（H20.8.28） 提案・確認	1．防災行政無線については、現行のまま、新市に引き継ぎ、統合するよう調整する。	1．防災行政無線については、現行のまま、新市に引き継ぎ、統合するよう調整する。				3
		2．地域防災計画は、野尻町を含めた計画策定まで、現行の市町の計画を引き継ぐものとする。なお、合併後1年を目処に災害時の避難勧告や指揮命令系統などに支障がないよう調整する。	2．地域防災計画は、 <u>高原町・野尻町</u> を含めた計画策定まで、現行の市町の計画を引き継ぐものとする。なお、合併後1年を目処に災害時の避難勧告や指揮命令系統などに支障がないよう調整する。			調整内容中「高原町・」を削除する。	6
25 - 5	高齢者福祉関係 第4回（H20.7.31） 提案・確認	1．施設整備補助金交付制度 施設の老朽化や建築基準法改正による整備が生じる可能性があるため、現行の小林市の制度等を継続する。なお、補助金額等については、合併までに調整を図る。	1．施設整備補助金交付制度 施設の老朽化や建築基準法改正による整備が生じる可能性があるため、現行の小林市の制度等を継続する。なお、補助金額等については、合併までに調整を図る。				4
		2．養護老人ホーム 養護老人ホームについては、現行のまま、新市に引き継ぐ。	2．養護老人ホーム 養護老人ホームについては、現行のまま、新市に引き継ぐ。				5
		3．配食サービス 対象者は、小林市の制度等に統一するものとするが、実施主体がそれぞれ異なるため、当面現行どおりとし、3年を目処に随時調整する。	3．配食サービス 対象者は、小林市の制度等に統一するものとするが、実施主体がそれぞれ異なるため、当面現行どおりとし、3年を目処に随時調整する。				8
		4．外出支援サービス 地域の実情を踏まえ、現行のまま、新市に引き継ぐが、合併後3年を目処に統合するよう調整する。	4．外出支援サービス 地域の実情を踏まえ、現行のまま、新市に引き継ぐが、合併後3年を目処に統合するよう調整する。				9

次の確認済みの協定項目のうち、変更前の欄中下線が引かれた部分を同表の変更後の欄中下線が引かれた部分に変更する。

協定項目 番号	協定項目	調整の内容(案)	参考(小林市・高原町・野尻町合併協議会との比較)				頁
			小林市・高原町・野尻町 合併協議会での調整の内容	語句	内容	摘要	
25 - 5	高齢者福祉関係 第4回(H20.7.31) 提案・確認	5. 緊急通報システム事業 委託先は、小林市の制度等に統一するが、利用料については、合併後2年を目処に統合するよう調整する。	5. 緊急通報システム事業 委託先は、小林市の制度等に統一するが、利用料については、合併後2年を目処に統合するよう調整する。				14
		6. シルバー人材センター 各シルバー人材センター間で協議のうえ、 <u>合併までに統一する方向で調整する。</u>	6. シルバー人材センター 各シルバー人材センター間で協議のうえ、 <u>小林市の制度等に統一する方向で調整する。</u>			「小林市の制度等に統一する。」を「合併までに」に修正する。	15
		7. 寝たきり老人等介護見舞金 小林市の制度等に統一するが、支給額、対象要件については、合併までに見直し調整する。	7. 寝たきり老人等介護見舞金 小林市の制度等に統一するが、支給額、対象要件については、合併までに見直し調整する。				16
		8. 福祉タクシー 小林市の制度等に統一するが、支給対象者等の見直しを検討し調整する。	8. 福祉タクシー 小林市の制度等に統一するが、支給対象者等の見直しを検討し調整する。				17
		9. 敬老祝金 敬老祝金の支給については、小林市の制度等に統一する。	9. 敬老祝金 敬老祝金の支給については、小林市の制度等に統一する。				19
		10. 敬老関係事業 敬老関係事業及び合同金婚式については、地域の特性を考慮し、当面現行のまま、新市に引き継ぐ。ただし、事業内容については、合併後に見直し調整する。	10. 敬老関係事業 敬老関係事業、 <u>米寿・喜寿の祝</u> 及び合同金婚式については、地域の特性を考慮し、当面現行のまま、新市に引き継ぐ。ただし、事業内容については、合併後に見直し調整する。			調整内容中「米寿・喜寿の祝」を削除する。	20 ~ 21
25 - 6	障がい者福祉関係 第4回(H20.7.31)提案 第8回(H20.10.9)確認	1. 障害者福祉計画 計画におけるサービスの数値目標の設定及び地域の実情に合わせた施策づくりを含め、合併後1年を目処に新たな計画を策定する。	1. 障害者福祉計画 計画におけるサービスの数値目標の設定及び地域の実情に合わせた施策づくりを含め、合併後1年を目処に新たな計画を策定する。				6
		2. 障害福祉計画 <u>平成21年度</u> の第2期計画策定時に、計画の策定方法や見込量の算出方法を統一し、合併後1年を目処に統合するよう調整する。	2. 障害福祉計画 <u>平成20年度</u> の第2期計画策定時に、計画の策定方法や見込量の算出方法を統一し、合併後1年を目処に統合するよう調整する。			20年度を21年度に変更する。	8
		3. 重度心身障害児年金 小林市の制度等に統一する。	3. 重度心身障害児年金 小林市の制度等に統一する。				31

次の確認済みの協定項目のうち、変更前の欄中下線が引かれた部分を同表の変更後の欄中下線が引かれた部分に変更する。

協定項目 番号	協定項目	調整の内容(案)	参考(小林市・高原町・野尻町合併協議会との比較)				頁
			小林市・高原町・野尻町 合併協議会での調整の内容	語句	内容	摘要	
25-6	障がい者福祉関係 第4回(H20.7.31)提案 第8回(H20.10.9)確認	4. 重度心身障害者医療費助成 合併時に統合するよう調整する。ただし、小林市 のみの単独助成事業分については、現行補助率 の2分の1とする方向で調整する。	4. 重度心身障害者医療費助成 合併時に統合するよう調整する。ただし、小林 市のみ単独助成事業分については、現行補助率 の2分の1とする方向で調整する。				32
25-7	児童福祉関係 第8回(H20.10.9) 提案・確認	1. 保育所の整備状況 保育の実施基準は、現行のまま、新市に引き継 ぐ。定数基準を割り込んでいる現況を鑑み、経営 形態については民間委託等を含めて検討し、随時 調整する。	1. 保育所の整備状況 保育の実施基準は、現行のまま、新市に引き継 ぐ。定数基準を割り込んでいる現況を鑑み、経営 形態については民間委託等を含めて検討し、随時 調整する。				4
		2. 保育所入所負担金 保育料については、合併後、段階的に調整し、 平成25年度に小林市の制度等に統一する。た だし、合併年度は合併前の市町の例による。	2. 保育所入所負担金 保育料については、合併後、段階的に調整し、 平成24年度に小林市の制度等に統一する。た だし、合併年度は合併前の市町の例による。			24年度を25年度に変 更する。	5
		3. 保育料収納事務委託 保育料の納付方法を小林市の方法に統合する ため、保育料収納事務委託の委託料に関しては廃 止する。	3. 保育料収納事務委託 保育料の納付方法を小林市の方法に統合する ため、保育料収納事務委託の委託料に関しては廃 止する。				16
		4. 出産祝金 小林市の制度等に統一するが、野尻町の制度は 経過措置として平成24年度まで継続する。	4. 出産祝金 小林市の制度等に統一するが、野尻町の制度は 経過措置として平成24年度まで継続する。				18
25-8	その他の社会福祉関係 第8回(H20.10.9) 提案・確認	1. 福祉事務所の組織・機構 新市の福祉事務所については、本庁の福祉事務 所に統合するが、窓口サービスの低下を招くこと のないよう、各総合庁舎に一部受付業務を行う窓 口を設置する。	1. 福祉事務所の組織・機構 新市の福祉事務所については、本庁の福祉事務 所に統合するが、窓口サービスの低下を招くこと のないよう、各総合庁舎に一部受付業務を行う窓 口を設置する。				2
		2. 民生委員・児童委員及び主任児童委員 民生委員推薦会については委員等の調整を 図り、合併までに統合する。民生委員等は任期中 において、そのまま新市に引き継ぐ。	2. 民生委員・児童委員及び主任児童委員 民生委員推薦会については委員等の調整を 図り、合併までに統合する。民生委員等は任期中 において、そのまま新市に引き継ぐ。				3

次の確認済みの協定項目のうち、変更前の欄中下線が引かれた部分を同表の変更後の欄中下線が引かれた部分に変更する。

協定項目 番 号	協定項目	調整の内容（案）	参考（小林市・高原町・野尻町合併協議会との比較）				頁
			小林市・高原町・野尻町 合併協議会での調整の内容	語 句	内 容	摘 要	
25 - 8	その他の社会福祉関係 第8回（H20.10.9） 提案・確認	3．平和祈念（追悼式典の実施等） 現行のまま、新市に引き継ぎ、地域別の開催を 継続するが、将来的には合同で追悼式を開催する よう調整し、同時に補助金等についても統一する よう調整する。	3．平和祈念（追悼式典の実施等） 現行のまま、新市に引き継ぎ、地域別の開催を 継続するが、将来的には合同で追悼式を開催する よう調整し、同時に補助金等についても統一する よう調整する。				7
25 - 9	保健・医療関係 【保健、健康づくり】 第8回（H20.10.9） 提案・確認	【保健、健康づくり】 1．保健センター 保健センターについては、健康増進・保健予防 のための組織とし、地域住民の健康づくりの拠点 とする。センターの機能を効率的に活用しなが ら、積極的な事業展開を行うよう合併までに調整 する。	【保健、健康づくり】 1．保健センター 保健センターについては、健康増進・保健予防 のための組織とし、地域住民の健康づくりの拠点 とする。センターの機能を効率的に活用しなが ら、積極的な事業展開を行うよう合併までに調整 する。				3
		2．母子保健 乳児健康診査、1歳6か月児健康診査、3歳児 健康診査及び母子保健指導については、健診の委 託先・実施方法を統一するよう調整するが、健診 会場までの距離の不均衡が生じるため、当面現行 のまま実施することとし、合併後3年を目処に統 合するよう調整する。	2．母子保健 乳児健康診査、1歳6か月児健康診査、3歳児 健康診査及び母子保健指導については、健診の委 託先・実施方法を統一するよう調整するが、健診 会場までの距離の不均衡が生じるため、当面現行 のまま実施することとし、合併後3年を目処に統 合するよう調整する。				7～ 10
		3．成人健康診査 成人健康診査（胃がん検診、肺がん検診、大腸 がん検診、子宮がん検診、乳がん検診、肝炎検診） については、集団検診における個人負担金は、現 在調整を行っており、平成21年度に統一され る。委託先を含む検診の差異については、統一す る方向で合併時までに調整する。	3．成人健康診査 成人健康診査（胃がん検診、肺がん検診、大腸 がん検診、子宮がん検診、乳がん検診、肝炎検診） については、集団検診における個人負担金は、現 在調整を行っており、平成21年度に統一され る。委託先を含む検診の差異については、統一す る方向で合併時までに調整する。				16 ～ 21
			4．人間ドック助成事業 <u>人間ドック助成事業については、基本健康診査 から特定健康診査に変わり、健康診査は行政から 保険者へ変更になっているため、保健事業では実 施しない方向で調整する。</u>			調整内容中「4」を削除する。	

次の確認済みの協定項目のうち、変更前の欄中下線が引かれた部分を同表の変更後の欄中下線が引かれた部分に変更する。

協定項目 番号	協定項目	調整の内容(案)	参考(小林市・高原町・野尻町合併協議会との比較)				頁
			小林市・高原町・野尻町 合併協議会での調整の内容	語句	内容	摘要	
25-10	生活環境関係 第6回(H20.6.26) 提案・確認	1. <u>収集方式・収集方法は、当面現行どおりとし、合併後1年を目処に調整する。</u> 処理人口・収集体制、ごみ収集人員・車両台数(直営・委託)は、現行のまま、新市に引き継ぐ。	1. 処理人口・収集体制、ごみ収集人員・車両台数(直営・委託)は、現行のまま、新市に引き継ぐ。			調整内容中「 <u>収集方式・収集方法は、当面現行どおりとし、合併後1年を目処に調整する。</u> 」を挿入する。	3~4
		2. <u>ごみの処理施設</u> については、合併後1年を目処に統合するよう調整する。	2. <u>ごみの処理量(処理先)</u> については、合併後1年を目処に統合するよう調整する。			文言修正	5
		3. 中間処理施設(焼却・破砕)、資源物中間処理施設及び最終処分施設については、現行のまま新市へ引き継ぐものとする。粗大ごみの処理料金は、小林市の制度等に統一する。	3. 中間処理施設(焼却・破砕)、資源物中間処理施設及び最終処分施設については、現行のまま新市へ引き継ぐものとする。粗大ごみの処理料金は、小林市の制度等に統一する。				7~8
		4. 資源ごみ回収事業報奨金については、小林市の制度等に統一するよう、合併までに調整する。	4. 資源ごみ回収事業報奨金については、小林市の制度等に統一するよう、合併までに調整する。				13
25-11	農林水産関係 第3回(H20.6.26) 提案・確認	1. 農業関係について 農業振興対策事業・単独事業については、当面現行どおりとし、組織・各種団体の再編・統廃合を推進し、同時に各制度の統一を図り、合併後3年を目処に統合するよう調整する。 <u>必要に応じて、新たな単独事業の創設に努める。</u>	1. 農業関係について 農業振興対策事業・単独事業については、当面現行どおりとし、組織・各種団体の再編・統廃合を推進し、同時に各制度の統一を図り、合併後3年を目処に統合するよう調整する。				9
		2. 畜産関係について (1) 畜産振興対策事業・単独事業(受精卵移植事業) 畜産振興対策事業・単独事業(受精卵移植事業)については、一本化に向けて合併後3年を目処に統合するよう調整する。	2. 畜産関係について (1) 畜産振興対策事業・単独事業(受精卵移植事業) 畜産振興対策事業・単独事業(受精卵移植事業)については、一本化に向けて合併後3年を目処に統合するよう調整する。				8
		(2) 畜産振興対策事業・単独事業(家畜排泄物処理施設整備) 畜産振興対策事業・単独事業(家畜排泄物処理施設整備)については、合併後3年を目処に施設・制度等の統合を図るよう調整する。	(2) 畜産振興対策事業・単独事業(家畜排泄物処理施設整備) 畜産振興対策事業・単独事業(家畜排泄物処理施設整備)については、合併後3年を目処に施設・制度等の統合を図るよう調整する。				9
		(3) 畜産振興対策事業(貸付・基金) 畜産振興対策事業(貸付・基金)については、合併後3年を目処に統合するよう調整する。なお、既貸付中のものは、償還期限までは現行制度に基づき対応する。	(3) 畜産振興対策事業(貸付・基金) 畜産振興対策事業(貸付・基金)については、合併後3年を目処に統合するよう調整する。なお、既貸付中のものは、償還期限までは現行制度に基づき対応する。				9

次の確認済みの協定項目のうち、変更前の欄中下線が引かれた部分を同表の変更後の欄中下線が引かれた部分に変更する。

協定項目 番 号	協定項目	調整の内容（案）	参考（小林市・高原町・野尻町合併協議会との比較）				頁
			小林市・高原町・野尻町 合併協議会での調整の内容	語 句	内 容	摘 要	
25 - 11	農林水産関係 第3回（H20.6.26） 提案・確認	（4）第三セクター（株式会社のじりアグリサービス） 第三セクターについては、現行のまま、新市に 引き継ぐ。	（4）第三セクター（株式会社のじりアグリサービス） 第三セクターについては、現行のまま、新市に 引き継ぐ。				14
		3．耕地関係について （1）土地改良事業（制度事業） 制度事業については、年度毎の事業実施計画の 見直しを行い、新規事業の受益者負担割合につ いては、合併後1年を目処に統合するよう調整 する。	3．耕地関係について （1）土地改良事業（制度事業） 制度事業については、年度毎の事業実施計画の 見直しを行い、新規事業の受益者負担割合につ いては、合併後1年を目処に統合するよう調整 する。				3
		（2）土地改良事業（単独助成事業） 単独助成事業については、小林市の制度等に、 野尻町のほ場整備事業及び暗渠排水事業の修正 したものを加え、合併後1年を目処に新たな制度 等を制定する。	（2）土地改良事業（単独助成事業） 単独助成事業については、小林市の制度等に、 野尻町のほ場整備事業及び暗渠排水事業の修正 したものを加え、合併後1年を目処に新たな制度 等を制定する。				5
		（3）土地改良事業（分担金率） 分担金率については、小林市の制度等に統一す る。	（3）土地改良事業（分担金率） 分担金率については、小林市の制度等に統一す る。				6
		（4）土地改良事業（団体補助） 平成24年度に西諸土地改良区（仮称）を設立 する計画であり、また、現土地改良区の統合も踏 まえ、合併後3年を目処に新たな制度等を制定す る。	（4）土地改良事業（団体補助） 平成24年度に西諸土地改良区（仮称）を設立 する計画であり、また、現土地改良区の統合も踏 まえ、合併後3年を目処に新たな制度等を制定す る。				10
25 - 12	商工・観光関係 第6回（H20.8.28）提案 第6回（H20.8.28）確認	1．商工業振興事業について （1） <u>奨励措置</u> については、対象要件・優遇制度等 の協議を行い、合併時に統合するよう調整し、 小林市企業立地奨励条例を改正する。	1．商工業振興事業について （1） <u>企業誘致事業税の課税免除等の特例</u> につ いては、対象要件・優遇制度等の協議を行い、合 併時に統合するよう調整し、小林市企業立地奨 励条例を改正する。 <u>また、補助金については、別 途対象要件・優遇制度等の協議を行い、合併時 に統合するよう調整し、新たな補助金交付要綱 を制定する。なお、各市町における合併時まで の立地企業への優遇措置については、従前の例 による。</u>			調整内容中「企業誘致事 業税の課税免除等の特 例」を「奨励措置」に変 更し、補助金についての 文言を削除する。	6

次の確認済みの協定項目のうち、変更前の欄中下線が引かれた部分を同表の変更後の欄中下線が引かれた部分に変更する。

協定項目 番号	協定項目	調整の内容(案)	参考(小林市・高原町・野尻町合併協議会との比較)				頁
			小林市・高原町・野尻町 合併協議会での調整の内容	語句	内容	摘要	
25 - 12	商工・観光関係 第6回(H20.8.28)提案 第6回(H20.8.28)確認		(2)宮崎フリーウェイ工業団地 条例については、小林市企業立地奨励条例の改正条例に一本化する。また、補助金については、高原町の制度等を基本とし、宮崎フリーウェイ工業団地に特化した補助金交付要綱を制定する。なお、合併時までの立地企業への優遇措置については、従前の例による。			調整内容中「(2)の」を削除する。	
			立地促進協議会及び工業用水道事業会計繰出金については、県と一体となった企業誘致が必要であることから、現行のまま、新市に引き継ぐ。			調整内容中「(2)の」を削除する。	
			宮崎県土地開発公社と一体となった企業誘致が必要であることから、高原町の宮崎フリーウェイ工業団地固定資産税免除条例を尊重し、合併時に新たな制度等を制定する。			調整内容中「(2)の」を削除する。	
		2.商工業関係団体について (1)商工団体 現行のまま、新市に引き継ぎ、各団体の実情を尊重しながら、統合が進むよう環境整備に努める。	2.商工業関係団体について (1)商工団体 現行のまま、新市に引き継ぎ、各団体の実情を尊重しながら、統合が進むよう環境整備に努める。				10
		(2)第三セクター(有限会社のじり農産加工センター) 第三セクターについては、現行のまま、新市に引き継ぐ。なお、市民の一層の利用を促すとともに市外者についても広報等を強化し、併せて商品開発等も強化するよう指導を行う。	(2)第三セクター(有限会社のじり農産加工センター) 第三セクターについては、現行のまま、新市に引き継ぐ。なお、市民の一層の利用を促すとともに市外者についても広報等を強化し、併せて商品開発等も強化するよう指導を行う。				11
(3)祭り・イベント 祭り・イベントについては、伝統や歴史文化が損なわれないよう、現行のまま、新市に引き継ぐ。ただし、内容・期日等が類似しているものについては、新市において検討する。	(3)祭り・イベント 祭り・イベントについては、伝統や歴史文化が損なわれないよう、現行のまま、新市に引き継ぐ。ただし、内容・期日等が類似しているものについては、新市において検討する。				12		